

番号	種別	保護者（父母）の状況（同居の親族その他の者が保育をすることができない場合）	基本指数	実施期間		
1	居宅 外労働 (外勤・ 居宅 外自営)	週5日以上勤務 (月20日以上)	日中週35時間以上の就労を常態	10	最長就学前 までの、保 育に欠ける 期間	
			日中週30時間以上の就労を常態	9		
			日中週25時間以上の就労を常態	8		
			日中週20時間以上の就労を常態	7		
		週4日以上勤務 (月16日以上19日以下)	日中週28時間以上の就労を常態	8		
			日中週24時間以上の就労を常態	7		
			日中週20時間以上の就労を常態	6		
			日中週16時間以上の就労を常態	5		
		週3日以上勤務 (月12日以上15日以下)	日中週21時間以上の就労を常態	5		
日中週18時間以上の就労を常態	4					
上記以外		3				
2	居宅 内労働 (居 宅内 自 営・ 農 業)	週5日以上勤務 (月20日以上)	日中週35時間以上の就労を常態	9	最長就学前 までの、保 育に欠ける 期間	
			日中週30時間以上の就労を常態	8		
			日中週25時間以上の就労を常態	7		
			日中週20時間以上の就労を常態	6		
		週4日以上勤務 (月16日以上19日以下)	日中週28時間以上の就労を常態	7		
			日中週24時間以上の就労を常態	6		
			日中週20時間以上の就労を常態	5		
			日中週16時間以上の就労を常態	4		
		週3日以上勤務 (月12日以上15日以下)	日中週21時間以上の就労を常態	4		
日中週18時間以上の就労を常態	3					
上記以外		2				
3	内職	週3日以上勤務	日中週18時間以上の就労を常態	3	最長就学前 までの、保 育に欠ける 期間	
		上記以外		2		
4	出産	(切迫流産などは疾病として扱う) 期間経過後退所し引き続き入所希望の場合は、前月の15日までに申請して選考	7	出産予定月 を含んで前 後2ヶ月間		
5	疾病	居宅内 療養	入院1ヶ月以上	10	最長就学前 までの、保 育に欠ける 期間	
			常時病臥	重度の症状		10
				上記以外の程度		8
			一般療養	安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)		8
				上記以外の程度		5
			6	障害		身体障害者手帳を有し1・2級程度
療育手帳を有しA1・A2・B1程度、精神障害者保健福祉手帳を有し1・2級程度	10					
療育手帳を有しB2程度、精神障害者保健福祉手帳を有し3級程度	8					
身体障害者手帳を有し3級程度	6					
身体障害者手帳を有し4～6級程度	4					
7	親族 の介 護	施設等の付添い	居宅外労働 に準ずる	最長就学前 までの、保 育に欠ける 期間		
		居宅 介護	重度障害者等の全介護(要介護5, 4)		10	
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を要する場合(全介護を除く) (要介護3)		8	
			上記以外の程度		4	
8	災害	災害等による家屋の損傷, その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	10	当該期間		
9	就学等	就学・技能習得のため通学し, 保育をすることができない場合	居宅外労働 に準ずる	当該期間		
10	不存在	死亡, 離別, 行方不明, 拘禁等	10			
11	求職	日中求職活動のため, 外出することを常態としている	2	1ヶ月以内		

\* 上記以外に児童福祉の観点から, 明らかに保育が必要であると認められる場合には, 入所選考会議の判定を受けて入所の承諾を行いません。

\* 保育に欠ける時間は, 週4日, 日中4時間以上を常態とします。(休園日, 開園時間外の就労及び介護は除く)

\* 選考にあたっては父母の実施基準指数と調整指数との合計指数を基本とし総合的に審査, 決定します。

別表2 調整指数表

	No.	条 件	指数
福祉的配慮	1	障害児枠での入所希望	3
	2	ひとり親世帯	2.5
	3	ひとり親世帯（近隣に祖父母等の協力者なし）	7
	4	保護者が重度の障害で、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取り扱い等について」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の1に該当する世帯	10
養育環境の配慮	7	乳児保育所からの転園申請	1
	8	転居により転園申請	1
	9	希望する保育所に兄弟が入所している	1.5
	10	居宅内労働で、危険・有害物を取り扱う業種の場合	1
その他	11	産休・育休期間満了後に入所希望	2
	12	育児休暇取得により、一度退園し、育児休暇明けに、同じ保育園を入所希望	3
減点	1	自営業の専従者（協力者）	-1
	2	居宅内自営で店舗を構えてない	-2
	3	深夜勤務を常態としている（PM10:00～翌AM5:00までの勤務）	-3
	4	保育料未納者（未納が6ヶ月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない）	-10

別表3 実施基準指数と調整指数の合計が同点の場合の優先順位

第1段階	保育の実施基準指数が高い世帯を優先する
第2段階	調整指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>その他」の順に優先する (マイナス調整は除く)
第3段階	実施基準の項目別に優先する 不存在 > 疾病・障害 > 居宅外労働 > 親族の介護 > 居宅内労働 > 出産 > 就学 (主に保育にあたる者の保育に欠ける理由)
第4段階	待機期間の長い世帯を優先する